

# ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成28年3月  
 ホットライン運用ガイドライン検討協議会  
 (下線部は修正箇所)

改訂案	現行
<p>p.1                      第1 本ガイドラインの目的                      1 <u>ホットラインセンターについて</u>                      (1) <u>ホットラインセンター設置の背景</u>                      近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報の流通が社会問題となっている。                      これらの違法情報及び有害情報（「公序良俗に反する情報」をいう。以下同じ。）に対しては、警察においてサイバーパトロールを実施して違法情報の発信者の取締り等を行っているほか、受信側による情報のフィルタリング<sup>1</sup>等の対応、<u>プロバイダ及びウェブサイト等の管理者</u>による違法・有害情報に対する送信防止措置<sup>2</sup>等の対応が行われている。                      (略)                      このような状況の下、インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していくためには、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への対応依頼等を行う団体を設けることが重要であることから、ホットラインセンターを設置することとしたものである。</p> <hr/> <p><sup>1</sup> インターネット上のウェブサイト等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能をいう。</p> <p>(2) <u>ホットラインセンターにおける対応（役割）</u>                      ホットラインセンターにおいては、インターネット利用者から受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。  <b>ア 警察への情報提供</b>                      インターネット上における流通が刑罰法規に違反する疑いがあると「ホットラインセンター」が判断する情報、特定の犯罪に関連する情報（禁制品の販売に関する情報等）その他の犯罪関連情報、自殺関連情報等について、犯罪捜査、犯罪予防、人命保護等に資するために警察に情報提供する。<sup>3</sup>  <b>イ プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼</b>                      違法・有害情報のうち一定の範囲の情報について、<u>プロバイダ及びウェブサイト</u>の管理者に対して送信防止措置等の対応を依頼する。                      (略)</p> <hr/> <p><sup>3</sup> 警察へ通報する情報の範囲と、<u>ウェブサイト等</u>の管理者への対応を依頼する情報の範囲は異なる。</p> <p>2 本ガイドラインの目的                      本ガイドラインは、ホットラインセンターが、インターネット利用者から受け付けた違法・有害情報に対して行う対応のうち、前記1(2)イに記載する「<u>プロバイダ及びウェブサイト等の管理者</u>に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。<sup>7</sup></p>	<p>p.1                      第1 本ガイドラインの目的                      1 <u>ホットラインセンターについて</u>                      (1) <u>ホットラインセンター設置の背景</u>                      近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報の流通が社会問題となっている。                      これらの違法情報及び有害情報（「公序良俗に反する情報」をいう。以下同じ。）に対しては、警察においてサイバーパトロールを実施して違法情報の発信者の取締り等を行っているほか、受信側による情報のフィルタリング<sup>1</sup>等の対応及び<u>プロバイダや電子掲示板の管理者等</u>による違法・有害情報に対する送信防止措置<sup>2</sup>等の対応が行われている。                      (略)                      このような状況の下、インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していくためには、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、<u>電子掲示板の管理者等</u>への対応依頼等を行う団体を設けることが重要であることから、ホットラインセンターを設置することとしたものである。</p> <hr/> <p><sup>1</sup> インターネット上のウェブサイト等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能をいう。</p> <p>(2) <u>ホットラインセンターにおける対応（役割）</u>                      ホットラインセンターにおいては、インターネット利用者から受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。  <b>ア 警察への情報提供</b>                      インターネット上における流通が刑罰法規に違反する疑いがあると「ホットラインセンター」が判断する情報、特定の犯罪に関連する情報（禁制品の販売に関する情報等）その他の犯罪関連情報、自殺関連情報等について、犯罪捜査、犯罪予防、人命保護等に資するために警察に情報提供する。<sup>3</sup>  <b>イ プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼</b>                      違法・有害情報のうち一定の範囲の情報について、<u>プロバイダや電子掲示板の管理者等</u>に対して送信防止措置等の対応を依頼する。                      (略)</p> <hr/> <p><sup>3</sup> 警察へ通報する情報の範囲と、<u>電子掲示板の管理者等</u>への対応を依頼する情報の範囲は異なる。</p> <p>2 本ガイドラインの目的                      本ガイドラインは、ホットラインセンターが、インターネット利用者から受け付けた違法・有害情報に対して行う対応のうち、前記1(2)イに記載する「<u>プロバイダや電子掲示板の管理者等</u>に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。<sup>7</sup></p>

第2 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼1 違法情報に関する対応依頼

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているウェブサイト等の管理者及びプロバイダに対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

2 公序良俗に反する情報に関する対応依頼

公序良俗に反する情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているウェブサイト等の管理者等及びプロバイダに対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。

3 依頼の相手方の範囲

ホットラインセンターから違法・有害情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。

4 用語の説明

- ① プロバイダ  
インターネット接続サービスを提供するインターネットサービスプロバイダ<sup>8</sup>をいう。
- ② サーバの管理者  
ウェブサイトが設置されているサーバの管理権限を有する者をいう。
- ③ ウェブサイト  
電子掲示板、ブログ、アップローダー、スマートフォンアプリ等を通じてサーバ側に掲載情報が蓄積され、インターネットを經由して不特定又は多数の者がその掲載情報を閲覧できるようにしている場所をいう。
- ④ ウェブサイト等の管理者  
ウェブサイトの掲載情報の管理権限を有する者及びサーバの管理者をいう。
- ⑤ インターネット上の流通  
ウェブサイトを通じて不特定又は多数の者によって受信されることを目的とする電気通信を通じた情報の流通をいう。
- ⑥ 違法情報  
インターネット上の流通が法令に違反する情報をいう。
- ⑦ 公序良俗に反する情報  
違法情報ではないが、インターネット上の流通が公の秩序又は善良の風俗を害する情報をいう。

第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼1 総論

- (1) 依頼内容  
ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置等を依頼する。
- (2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け  
プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する（適切かつ迅速な対応が行われる）ためには、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われなくすることが必要である。

第2 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対する依頼1 違法情報に関する対応依頼

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

2 公序良俗に反する情報に関する対応依頼

公序良俗に反する情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。

3 依頼の相手方の範囲

ホットラインセンターから違法・有害情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダや電子掲示板の管理者等とする。

4 用語の説明

- ① プロバイダ  
インターネット接続サービスを提供するインターネットサービスプロバイダ<sup>8</sup>をいう。
- ② 電子掲示板  
サーバに掲載情報を蓄積し、不特定又は多数の者が閲覧できる状態にするとともに、不特定又は多数の者が文字情報、画像情報等をアップロードできるようにしているシステムをいう。<sup>9</sup>
- ③ 電子掲示板の管理者  
電子掲示板の管理権限を有する者をいう。
- ④ サーバの管理者  
サーバの管理権限を有する者をいう。
- ⑤ 電子掲示板の管理者等  
電子掲示板の管理者及びサーバの管理者をいう。
- ⑥ インターネット上の流通  
電子掲示板、ウェブサイト等の不特定又は多数の者によって受信されることを目的とする電気通信を通じた情報の流通をいう。
- ⑦ 違法情報  
インターネット上の流通が法令に違反する情報をいう。
- ⑧ 公序良俗に反する情報  
違法情報ではないが、インターネット上の流通が公の秩序又は善良の風俗を害する情報をいう。

第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼1 総論

- (1) 依頼内容  
ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができるものについて、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して、対象情報の送信防止措置等を依頼する。
- (2) 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け  
プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する（適切かつ迅速な対応が行われる）ためには、依頼を受けたプロバイダや電子掲示板の管理者等がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われなくすることが必要である。

すなわち、裁判所によって「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダ及びウェブサイト等の管理者との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(3) 適切な判断の確保

ホットラインセンターによる適切な違法情報該当性の判断を確保するためには、ホットラインセンターにおいて明確な判断基準に基づいて適切な手続により違法情報該当性の判断が行われることが必要である。また、これらの判断基準、手続等について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。

2 対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

p. 6

3 違法情報該当性の判断基準

(略)

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列

(略)

イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

② 児童ポルノ<sup>16</sup>公然陳列

次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 児童（18歳未満）に該当する場合

(ア) 画像等に描写されている対象者の外見（例：陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない）から明らかに18歳未満と認められる場合、又は

(イ) 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報（対象者の年齢に関する情報等）、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（他の画像等の内容等）等から、18歳未満と認められる場合

(略)

ウ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

(略)

④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為に該当する情報と判断することができる。

（共通の要件）

- 面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者を対象としてい

すなわち、裁判所によって「プロバイダや電子掲示板の管理者等が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダや電子掲示板の管理者等との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(3) 適切な判断の確保

ホットラインセンターによる適切な違法情報該当性の判断を確保するためには、ホットラインセンターにおいて明確な判断基準に基づいて適切な手続により違法情報該当性の判断が行われることが必要である。また、これらの判断基準、手続等について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。

2 対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

p. 6

3 違法情報該当性の判断基準

(略)

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列

(略)

イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

② 児童ポルノ<sup>17</sup>公然陳列

次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 児童（18歳未満）に該当する場合

(ア) 画像等に描写されている対象者の外見（例：陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない）から明らかに18歳未満と認められる場合、又は

(イ) 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報（対象者の年齢に関する情報等）、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報（他の画像等の内容等）等から、18歳未満と認められる場合

(略)

ウ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

(略)

④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為

次の共通の要件のすべて、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為に該当する情報と判断することができる。

（共通の要件）

- 面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者を対象としてい

<p>ること</p> <p>○ 異性交際に関する情報を<u>ウェブサイト</u>に掲載していること</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為 次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 規制薬物に該当する場合 (ア)「覚せい剤」、「MDMA」、「大麻」等の表現が記載されている場合、又は (イ)「S」、「罰」、「93」等一般的に規制薬物名として用いられている表現が記載されており、かつ、当該表現が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合</p> <p>イ あおり、又は唆しに該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイト具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を濫用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合</p> <p>例)</p> <p>(略)</p> <p>○ 大麻種子を 10 粒・数千円～数万円のように販売する広告を掲載したうえ、対象情報が掲載されているウェブサイトに関連情報（それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い）</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 指定薬物の広告 次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 指定薬物に該当する場合 (ア) 指定薬物名が記載されている場合、又は (イ) 指定薬物の検出例のある物品名（「RUSHmiracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 指定薬物等である疑いがある物品の広告 次のア及びイを満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 指定薬物等である疑いがある物品に該当する場合 厚生労働大臣の告示（医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項）により指定薬物等である疑いがある物品として広告が禁止されている物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物等である疑いがある物品に該当することが明らかであると判断できる場合</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告 次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 未承認医薬品に該当する場合</p>	<p>ること</p> <p>○ 異性交際に関する情報を<u>電子掲示板</u>に掲載していること</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為 次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 規制薬物に該当する場合 (ア)「覚せい剤」、「MDMA」、「大麻」等の表現が記載されている場合、又は (イ)「S」、「罰」、「93」等一般的に規制薬物名として用いられている表現が記載されており、かつ、当該表現が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合</p> <p>イ あおり、又は唆しに該当する場合 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を濫用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合</p> <p>例)</p> <p>(略)</p> <p>○ 大麻種子を 10 粒・数千円～数万円のように販売する広告を掲載したうえ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に関連情報（それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い）</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 指定薬物の広告 次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 指定薬物に該当する場合 (ア) 指定薬物名が記載されている場合、又は (イ) 指定薬物の検出例のある物品名（「RUSHmiracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 指定薬物等である疑いがある物品の広告 次のア及びイを満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 指定薬物等である疑いがある物品に該当する場合 厚生労働大臣の告示（医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項及び同第3項）により指定薬物等である疑いがある物品として広告が禁止されている物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物等である疑いがある物品に該当することが明らかであると判断できる場合</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告 次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 未承認医薬品に該当する場合</p>
---	--



- (ア) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合、又は
- (イ) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

(略)

⑬ 不正アクセス行為を助長する行為

次のアからウまでを満たす場合には、不正アクセス行為を助長する行為（他人の識別符号の提供行為）の構成要件に該当する情報と判断することができる。

(略)

イ 識別符号の提供に該当する場合

(ア) メールアドレスと思料される@が含まれる文字列やアルファベット、数字、記号を組み合わせた半角英数字の文字列である等、ID・パスワードとして一般的に用いられている文字列傾向の属性を有しており、かつ

(イ) ウェブサイトに掲載された記述その他の情報から総合的に判断して、識別符号に当たるものである旨を示唆している情報が記載されている場合

ウ 提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに識別符号が掲載されている場合には、提供されていると判断する。

(略)

p. 13

4 違法情報該当性の判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、違法情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

(略)

p. 14

5 送信防止措置等依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア ウェブサイトの管理者が特定できる場合

当該ウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

イ ウェブサイトの管理者が特定できない場合、又はウェブサイトの管理者により対応が行われない場合

サーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

ウ サーバの管理者が特定できない場合、又は、サーバの管理者により対応が行われない場合  
ウェブサイトの管理者が蔵置されているサーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者<sup>23</sup>に対して依頼を行う。<sup>24</sup>

(略)

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置等を行うことを依頼する。  
具体的な記載内容は以下のとおりである。

- (ア) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合、又は
- (イ) 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

(略)

⑬ 不正アクセス行為を助長する行為

次のアからウまでを満たす場合には、不正アクセス行為を助長する行為（他人の識別符号の提供行為）の構成要件に該当する情報と判断することができる。

(略)

イ 識別符号の提供に該当する場合

(ア) メールアドレスと思料される@が含まれる文字列やアルファベット、数字、記号を組み合わせた半角英数字の文字列である等、ID・パスワードとして一般的に用いられている文字列傾向の属性を有しており、かつ

(イ) 電子掲示板、ウェブサイト等に掲載された記述その他の情報から総合的に判断して、識別符号に当たるものである旨を示唆している情報が記載されている場合

ウ 提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に識別符号が掲載されている場合には、提供されていると判断する。

(略)

p. 13

4 違法情報該当性の判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、違法情報該当性の判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

(略)

p. 14

5 送信防止措置等依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア 電子掲示板又はウェブサイトの管理者が特定できる場合

当該電子掲示板又はウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

イ 電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者が特定できない場合、又は、電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者により対応が行われない場合

電子掲示板又はウェブサイトが蔵置されているサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

ウ サーバの管理者が特定できない場合、又は、サーバの管理者により対応が行われない場合  
電子掲示板又はウェブサイトが蔵置されているサーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者<sup>23</sup>に対して依頼を行う。<sup>24</sup>

(略)

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置等を行うことを依頼する。  
具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア 対象情報の特定

URL等情報の所在を特定する情報及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

(略)

<sup>24</sup> 電気通信事業法第6条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

p. 15

第4 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1 総論

(1) 依頼内容

公序良俗に反する情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

(2) 公序良俗に反する情報に関する対応依頼の位置付け

ホットラインセンターから公序良俗に反する情報に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「対象情報の流通が公序良俗に反する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

したがって、ホットラインセンターにおける「公序良俗に反するか否か」の判断は、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。

(略)

2 対象とする公序良俗に反する情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する「公序良俗に反する情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に、公序良俗に反する情報であるか否かを判断することができるものを対象とすることが適当である。

p. 16

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。

① **情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報**

違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。

なお、判断の際には、情報が掲載されているウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。

(略)

イ 爆発物等の製造

爆発物の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から3Dプリンタによる銃砲の製造が可能な設計図データが掲載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物又は銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。

ア 対象情報の特定

対象情報について、URL及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

(略)

<sup>24</sup> 電気通信事業法第6条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

p. 15

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1 総論

(1) 依頼内容

公序良俗に反する情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

(2) 公序良俗に反する情報に関する対応依頼の位置付け

ホットラインセンターから公序良俗に反する情報に関する対応依頼を受けたプロバイダや電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターにおいて「対象情報の流通が公序良俗に反する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

したがって、ホットラインセンターにおける「公序良俗に反するか否か」の判断は、プロバイダや電子掲示板の管理者等の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。

(略)

2 対象とする公序良俗に反する情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する「公序良俗に反する情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に、公序良俗に反する情報であるか否かを判断することができるものを対象とすることが適当である。

p. 16

3 公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準

公序良俗に反する情報としては、次のようなものが挙げられる。

① **情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物等の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報**

違法行為の直接的かつ明示的な請負・仲介・誘引等に該当する情報としては、次のようなものが挙げられる。

なお、判断の際には、情報が掲載されている電子掲示板やウェブサイトの目的等の全体構成を踏まえた上で、判断するものとする。

(略)

イ 爆発物等の製造

爆発物の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から3Dプリンタによる銃砲の製造が可能な設計図データが掲載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板に掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物又は銃砲の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、公序良俗に反する情報と判断することができる。

② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3の2に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア 児童ポルノ公然陳列

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されている場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されているウェブサイトの性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、児童ポルノ公然陳列に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

イ 規制薬物の広告

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、ウェブサイトに掲載されている情報等から、対象となっている商品が規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻）である可能性が高いと認められるときは、規制薬物の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、ウェブサイトに掲載されている他の情報（「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」、「アロマ・リキッド」等指定薬物の検出例のある物品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品の総称、種別等として用いられている名称の記載等）から未承認医薬品である可能性が高いと認められるときは、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

エ 不正アクセス行為を助長する行為

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、ウェブサイトに掲載されている情報等から、提供対象となっている情報が識別符号である可能性が高いと認められるときは、不正アクセス行為を助長する行為に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

（イ）提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されていること

(略)

4 公序良俗に反する情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、公序良俗に反する情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

(略)

② 第3の2に列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

第3の2に列挙する違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報としては、次のようなものが挙げられる。

ア 児童ポルノ公然陳列

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイト等に掲載されている場合であって、かつ、対象者の外見、画像等に附随する情報、掲載されている電子掲示板の性質等から、対象者が18歳未満である可能性が高いと認められるときは、児童ポルノ公然陳列に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

イ 規制薬物の広告

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、電子掲示板に掲載されている情報等から、対象となっている商品が規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻）である可能性が高いと認められるときは、規制薬物の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」、「アロマ・リキッド」等指定薬物の検出例のある物品又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品の総称、種別等として用いられている名称の記載等）から未承認医薬品である可能性が高いと認められるときは、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

エ 不正アクセス行為を助長する行為

次の（ア）及び（イ）を満たす場合であって、かつ、電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている情報等から、提供対象となっている情報が識別符号である可能性が高いと認められるときは、不正アクセス行為を助長する行為に該当する疑いが相当程度認められ、公序良俗に反する情報であると判断することができる。

(略)

（イ）提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されていること

(略)

4 公序良俗に反する情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、公序良俗に反する情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

(略)

5 対応の依頼手続

(略)

(3) 依頼文書の内容

対象情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア 対象情報の特定

URL等情報の所在を特定する情報及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

p. 25

第5 本ガイドラインの見直し等

(略)

本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット利用者、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者、ホットラインセンター、専門家等から構成されるホットライン運用ガイドライン検討協議会において継続的に検討を続けるものとする。

p.29

第6 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して行われる依頼については法的な根拠に基づくものではないため、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者において対応を行うか否かは任意であり、対応を行わなかったことのみを理由として法的責任を問われることはない。ただし、ホットラインセンター設立の趣旨等に照らして適切な対応を行うことが社会的に期待される場所である。

5 対応の依頼手続

(略)

(3) 依頼文書の内容

対象情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア 対象情報の特定

対象情報について、URL及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

p. 25

第5 本ガイドラインの見直し等

(略)

本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット利用者、プロバイダや電子掲示板の管理者等、ホットラインセンター、専門家等から構成されるホットライン運用ガイドライン検討協議会において継続的に検討を続けるものとする。

p.29

第6 プロバイダや電子掲示板の管理者等による対応が任意であること

ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して行われる依頼については法的な根拠に基づくものではないため、依頼を受けプロバイダや電子掲示板の管理者等において対応を行うか否かは任意であり、対応を行わなかったことのみを理由として法的責任を問われることはない。ただし、ホットラインセンター設立の趣旨等に照らして適切な対応を行うことが社会的に期待される場所である。



<参考書式>

1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】

<参考書式 1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

整理番号  
年月日

【プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称】 御中

インターネット・ホットラインセンター  
連絡先 (e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書

下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童ポルノ法) 第7条第6項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由 例) <u>画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトの他の情報(他の画像等の内容)等から、明らかに18歳未満と認められる対象者を相手方とする又は対象者による性交又は性交類似行為が描写されている画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されていることから、児童ポルノ公然陳列に該当すると判断します。</u>

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

<参考書式>

1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】

<参考書式 1【違法情報に関する送信防止措置等依頼書】>

整理番号  
年月日

【プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称】 御中

インターネット・ホットラインセンター  
連絡先 (e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書

あなたが管理する【サイト/電子掲示板/サーバ】等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 明らかに18歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童ポルノ法) 第7条第6項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由 例) <u>明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに、不特定又は多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。</u>

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

整理番号  
年 月 日

【プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称】御中

インターネット・ホットラインセンター  
連絡先 (e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するかどうかの判断理由等	分類の種類 ホットライン運用ガイドライン 第4の3 公序良俗に反する情報 類型① 情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 上記ウェブサイトにおいて、「チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載されていること、「売ります」等の譲渡等を意味する表現が記載されていることから、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等しているものと認められ、公序良俗に反する情報に該当すると判断します。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。

2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】

<参考書式2【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】>

整理番号  
年 月 日

【プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称】御中

インターネット・ホットラインセンター  
連絡先 (e-mail アドレス)  
担当者氏名  
確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する【サイト/電子掲示板/サーバ】等に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) けん銃及び実弾の画像とともに「けん銃売ります。連絡先は〇〇」との書き込みが掲載。
公序良俗に反するかどうかの判断理由等	分類の種類 ホットライン運用ガイドライン 第4の3 公序良俗に反する情報 類型① 情報自体から違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 上記ウェブサイトにおいて、「チャカ」等のけん銃等を意味する表現が記載されていること、「売ります」等の譲渡等を意味する表現が記載されていることから、けん銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等しているものと認められ、公序良俗に反する情報に該当すると判断します。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。